

8 世 道 計 第 5 0 号
令和 8 年 7 月 3 1 日

国土交通省 関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長 様

東日本高速道路株式会社 関東支社
東京外環工事事務所長 様

中日本高速道路株式会社 東京支社
東京工事事務所長 様

世田谷区長 保坂 展人

東名ジャンクション地中拡幅工事における対応について（要請）

日ごろより、世田谷区政へのご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

先般、区議会議員より、「成城四丁目の野川沿いにおける道路陥没及び地盤変状に関する調査・対策を求める申し入れ」がございました。具体的には、東名ジャンクション地中拡幅工事の地表面付近において、道路の陥没や住宅敷地内の地盤変状が発生していることについて、地域にお住まいの方より事象への対応や不安の声が寄せられており、その原因の究明及び検証などを区に求めるなどの内容でございました。特に、当該地域の地下における、外環道本線シールドトンネルとランプシールドトンネルが接続する「地中拡幅部」の工事について、事象との関連や測定データの公表、客観的かつ透明性のある検証を求めるものでございます。

今回の要望は、令和2年10月に発生した調布市における陥没空洞事故以降、外環事業に対する地域住民の不安や懸念がある中で、出されたものと受け止めております。

つきましては、区が貴事業者に対し、これまで工事に関して要請した事項（別紙参照）を、再確認いただき、地域住民の安全・安心の確保のため、引き続き、地域住民への情報提供を定期的に、また必要時には随時、適切に実施してください。情報提供の対象には、地中拡幅部の構造、施工方法や施工体制、工事の進捗状況等を含め、特に、工事の影響範囲内にお住まいの方からのこれらに関する問い合わせには、迅速かつ丁寧に対応し、不安の解消に努めるよう、改めて要請します。

6世道計第141号
令和7年3月31日

国土交通省 関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長 様

東日本高速道路株式会社 関東支社
東京外環工事事務所長 様

中日本高速道路株式会社 東京支社
東京工事事務所長 様

世田谷区長 保坂 展人

東名ジャンクション地中拡幅工事について（要請）

東名ジャンクションにおける本線シールドトンネル及びランプシールドトンネルが接続する「地中拡幅部」については、先般開催された説明の場において、施工計画や地域の安全・安心を高める取組みが説明され、1月末より準備工に着手する旨が公表されました。

この地中拡幅工事は東京外かく環状道路（関越～東名）では初めて実施する工事であり、民有地直下の浅深度部を含む工事となることから、地域住民の安全・安心や工事の安全性確保のため、下記事項について要請をいたします。

記

- 1 対象地は、成城みつ池緑地や野川といった自然豊かな住宅地エリアであることから、本線シールドトンネル工事やランプシールドトンネル工事と同様に、地下水に対する止水対策や騒音・振動への配慮をはじめとした「地域の安全・安心を高める取組み」を確実に実施し、細心の注意を払いながら工事を進めること。
- 2 工事の施工にあたっては、地表面の変状調査や施工箇所周辺の巡回等、適切なモニタリングや施工管理を実施すること。地表面への影響が生じるような異常が確認された際は、速やかに区に情報提供を行うとともに、原因を究明すること。また、その際は十分な再発防止策及び安全対策が講じられるまで、工事を再開しないこと。
- 3 工事について、適宜、地域住民への情報提供に努めること。地中拡幅部の構造、施工方法や施工体制、工事の進捗状況など、特に、工事の影響範囲内に住む住民からの問い合わせなどについては、迅速かつ丁寧に対応し、不安の解消に努めること。
- 4 平成23年12月7日に要望した7項目については、引き続き、適切に対応すること。
（別紙参照）

要 望 事 項

外環道計画については長期にわたる経過をふまえ、世田谷区として国に対して次の点を求めたい。

- 1、 住宅・集合住宅の地下に築造される道路が地盤、地表に与える影響、また地震や交通事故などの非常事態における予測される影響について今後とも最近の知見による周辺住民への情報提供を求めたい。
- 2、 大気質や振動、騒音、地下水の保全等、工事により懸念される環境への影響については、最新の技術を適用し必要な調査・対策を講じるなど、十分に配慮されたい。
- 3、 排気ガスの影響など環境影響に関する取り組みや事業スケジュール等については、地元住民へ具体的な情報をわかりやすく、できる限り速やかに周知するなど、十分な情報提供を図られたい。
- 4、 今後の人口減少傾向もふまえた最新の交通量予測をもって、外環道から環状8号線等への車両流入・渋滞予測を開示していただきたい。
- 5、 事業及び工事に関する地元要望への回答や意見の反映については、当該地域のオープンハウスを活用し、また積極的に周辺住民との情報交換の場の設置や機会を増やすなど、誠実な対応に努めていただきたい。
- 6、 ジャンクションが築造予定の周辺においては、地元住民等から、東名以南が整備されない場合の地域負担の懸念、排気ガスや光化学スモッグの発生、環境アセスのやり直し、残地の取得、代替地の確保など、様々な意見や要望を受けてきたことをふまえ、これらについて丁寧な対応をなされたい。
- 7、 以上、その他事項についても、「PI 外環沿線協議会」「PI 外環沿線会議」をへて「地域課題検討会」までに出された論点をまとめた「対応の方針」（平成21年4月）を遵守し、さらに具体的な対策や計画について情報開示につとめ、地域の課題解決に努められたい。